

東部下水処理場等運転維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は東部下水処理場等運転維持管理業務委託において、最も優れた事業者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 業務名

東部下水処理場等運転維持管理業務委託

3 業務の履行場所

高松市屋島西町 外 1 9 町地内 (位置は仕様書参照)

4 業務の種類

包括的民間業務委託

5 業務内容

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 契約書 | (PDF) |
| (2) 仕様書 | (PDF) |
| (3) 参考図面一式 | (PDF) |
| (4) 業務設計書 (金抜き) | (PDF) |

6 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

7 見積上限金額

金 4, 1 8 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (税抜き価格)

※一般廃棄物収集運搬業務を含む金額。

8 最低制限価格

設定しない

9 履行保証 (契約保証金又は連帯保証人)

契約保証金を要する。

ただし、高松市契約規則第 24 条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

10 支払の条件

完了払 (毎月業務検収合格後、適法の請求があつてから 3 0 日以内に支払をする)

11 応募資格

- (1) 当業務の募集開始時点において、令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（追加分含む）に登載されていること。
- (2) 活性汚泥法の終末処理場を有する公共下水道、流域下水道において、処理施設の維持管理業務を直接又は自治体公社等を経由して受託した実績があること。
- (3) 下水道法施行令第15条の3各号に掲げる資格を有する技術者を配置できること。
- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- (5) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年5月28日告示）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱別表の規定に該当しないこと。

12 応募申請

(1) 提出書類及び留意事項

参加を希望する者は、地方自治法、地方自治法施行令（地方公営企業法施行令）、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）その他指示事項を承知の上、応募申請書、資格審査票及び現地確認申込書を提出すること。

指定用紙は、市のホームページからダウンロードすること。

応募申請書（様式第1号） (MSWord) (PDF)

資格審査票（様式第2号） (MSWord) (PDF)

現地確認希望調査届（様式第3号） (MSWord) (PDF)

(2) 提出方法

希望者は必要書類を持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

持参場所：高松市屋島西町2366-6（東部下水処理場）

F A X：087-843-2622

電子メール：gesuisetsu@city.takamatsu.lg.jp

持参による場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は

正午まで)に提出すること(質問受付最終日は正午まで)。

FAX又は電子メールによる場合は、送信後、平日(休日以外の日)の午前8時30分から午後5時15分(最終日は正午まで)の間に、電話にて受付の確認を行うこと。

なお、送信された書類は、参加業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに参加につながるものではない。

13 応募申請書提出期間

令和5年5月9日(火)から令和5年5月15日(月)正午までに必着

14 辞退書の提出

応募申請後に辞退する場合は、辞退書(様式第8号)を持参又は郵送にて提出すること。

また、参加資格確認後に辞退する場合においても、同様に辞退書を提出すること。

15 参加資格確認通知

申請のあった事業者の参加資格審査を行い、結果は令和5年5月18日(木)までに応募申請書に記載されたメールアドレスに通知し、電話をする。

なお、参加資格が認められなかった応募申請者には、参加資格がない旨及びその理由を通知する。参加資格が認められなかった者が、その理由の説明を求める場合には、通知の翌日までに、その旨を記載した書面を提出すること。提出の方法は「12 応募申請(2)提出方法」を準用する。その回答は、提出期限日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)に、書面により行う。

16 インセンティブ加点

昨年度実施した「高松市下水道施設運転維持管理業務委託の発注手法についての官民対話」において、インセンティブ加点が認められた事業者については、その点数を「15 参加資格確認通知」に合わせて通知する。

17 現地確認

令和5年5月19日(金)、令和5年5月22日(月)から令和5年5月24日(水)までとし、応募申請の受付順で事業者の希望を優先し、調整後、「15 参加資格確認通知」に合わせて通知する。

緊急の事態が発生した場合は、市は現地確認を中止又は延期する場合がある。

現地確認にあたっては、事務局の指示に従うこと。また、現地確認中の口頭での質問は受け付けない。現地確認後、「19 質問書」によるものとする。

18 資料の閲覧

完成図書や認可書等、技術提案書作成のために必要な技術的資料は、原則として、閲覧できる。閲覧を希望する場合は、事前に閲覧希望の資料名及び閲覧希望日を記載したものを提出すること。提出の方法は「12 応募申請(2)提出方法」を準用する。

閲覧日は、日程調整後に連絡する。

また、閲覧期間は令和5年8月30日(水)までとする。

19 質問書

(1) 質問の受付

参加資格者は、質問を簡潔にまとめ、質問書(様式第4号)(MSWord)を事務局に提出すること。提出の方法は「12 応募申請(2)提出方法」を準用する。

また、電話による質問、質問書受付期間後の質問、審査に支障をきたす質問及び技術提案書の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質問は、受け付けない。回答に対する問合せは、受け付けない。

(2) 質問の受付期限

令和5年5月31日(水)正午まで

(3) 質問に対する回答

回答は、原則、受領後速やかに質問書提出者のみに回答する。

(4) 質問書等の開示

質問書及びその回答については、令和5年6月6日(火)から令和5年8月30日(水)まで、東部下水処理場で開示する。

※6月下旬を目途に下水道施設課ホームページにおいても内容を公表する予定である。

20 質問書の取扱い

公募期間において、この業務に関して全参加資格者から出された質問書に対する委託者の回答内容は、仕様書の内容より優先される。

21 技術提案書

(1) 提出書類

技術提案書(様式第5号) (MSWord) (PDF)

正本:1部、副本:9部

副本は、参加者特定に繋がる過去の受注自治体名及び処理場名、会社名、所在地、個人名、商品名、地名、関連法人名等の固有名詞情報は入れず、黒塗り消去、アルファベット表記等による特定できない表現で記載すること。アルファベット表記等をする場合は、これらが混在しないように留意すること。(必要に応じて事務局が追加で黒塗り消去する場合があるので、提案書作成の際は留意すること。)

言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(2) 提出期限

令和5年7月14日（金）正午必着

(3) 提出方法

次の宛先まで郵送又は直接持参のこと。

郵便番号 761-0113

高松市屋島西町2366-6 下水道施設課 東部下水処理場

持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）に提出すること。

郵送する場合は、簡易書留又は一般書留特定記録郵便のいずれかにより、最終日の受付時間内必着で郵送すること。

(4) 技術提案書作成方法

用紙サイズはA4版縦長を基本とし、一部A3版横長の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。また、総ページ数は100ページ程度までとする。

(5) 提案内容

技術提案書は、次の事項に関する提案等を記載し、技術提案書様式例（様式第5号）を参考とした体裁、文書構成とすること。

なお、技術提案により設置しようとするシステムのうち、契約期間終了後に撤去するものは明記すること。

実績等	下水道終末処理場の維持管理業務受託実績の有無 ポンプ場の維持管理業務受託実績の有無 地域性
組織運営	組織人員 業務上必要な資格者等の配置計画 労働安全衛生活動 災害時や緊急時の対応 教育訓練 独自提案
保守点検	保守点検計画骨子 独自提案
運転操作監視	運転操作監視計画骨子 独自提案
水質分析	水質分析計画骨子 独自提案
包括的業務	包括的業務の実施
水防対応	水防計画骨子
その他	バイオマス発電 MICS 事業 再生水処理施設

22 技術提案の取扱い

技術提案した事項のうち、委託者が採用したものについては、仕様書の一部とみなし、仕様書及び「20 質問書の取扱い」の内容より優先される。

23 技術提案に関する委託者からの質問

提出された技術提案の内容のうち、提案目的、提案範囲、実施主体、その他について明確にすべき事項がある場合は、令和5年8月4日（金）までに委託者から書面で質問を行うので、令和5年8月15日（火）までに書面で回答すること。質問書は応募申請書に記載されたアドレスに送付し、回答の方法は「12 応募申請(2)提出方法」を準用する。

24 技術提案に関する委託者からの質問に対する回答の取扱い

委託者からの質問に対する回答内容は、仕様書の一部とみなし、仕様書、「20 質問書の取扱い」、「22 技術提案の取扱い」の内容より優先される。

25 見積書及びその内訳書

「23 技術提案に関する委託者からの質問」で回答した内容を踏まえ、業務履行に係る費用の見積書を令和5年8月15日（火）正午必着までに提出すること。

見積書（様式第6号） (MSWord) (PDF)

見積内訳書（様式第7号） (MSWord) (PDF)

提出方法は、「21 技術提案書(3)提出方法」を準用する。

※「23 技術提案に関する委託者からの質問」の回答書と同封しても良いが、見積書は別の小封筒に入れて封印すること。封筒の指定はなし。封筒には業務名、住所、会社名、代表者名を記入すること。

26 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書作成責任者及び総括責任者として配置を予定する者が参加する。

令和5年8月30日（水）、8月31日（木）のいずれか

詳細は別に通知する。

なお、プレゼンテーションの際に、ヒアリングをする場合がある。

27 参加者の失格

「25 見積書」の見積金額が「7 見積上限金額」を超えた金額の場合、参加者は失格とする。

28 技術提案の無効

参加者又技術提案等が、次のいずれかに該当する場合には、提案は無効とする。

(1) 提出された書類の提出方法、提出先、期間に示された条件に適合しない場合

- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 参加申請後に、本業務に係る契約締結までの間に高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、その他の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

29 優先契約候補者の選定方法

(1) 評価

技術提案に係る評価は、下水処理場等運転維持管理業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案書等評価基準（以下、「評価基準」という。）により行われる。審査委員会は非公開とし、その内容に係る質問や異議は一切認めない。

評価基準項目は、別表の技術提案書等評価基準採点表に示すとおりとする。ただし、参加者が参画しない提案内容は採点対象としない。

(2) 審査及び選定

審査委員会が、提案内容を評価基準に基づき審査を行い、各委員の持ち点を合算した値（加点項目を除く）の6割を最低基準点とし、合計得点（加点項目を含む）が最も高い参加者を優先契約候補者に決定する。最も高い合計得点（加点項目を含む）が同点の場合は、見積価格が安価であるものを優先契約候補者に決定し、見積価格も同価格の場合は、くじにより決定する。くじは、契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）の例により行う。

合計得点が最低基準点に満たない者は、優先契約候補者として選定しない。

なお、参加者が1者のみであった場合でも、各委員の評価項目の料金単価を除く持ち点を合算した値（加点項目を除く）が6割以上の場合は、有効として取り扱うこととする。

(3) 選定結果の通知

審査委員会終了後に、プレゼンテーションの参加者全員に、応募申請書に記載されたメールアドレスに通知をする。

また、審査の結果については、高松市ホームページに掲載し、公表する。

30 結果公表予定時期

審査結果の通知後

31 その他の留意事項

- (1) 応募申請書、技術提案書等の作成、提出、ヒアリング等に関する経費、その他本ブ

ロポーザルに参加するための一切の費用は、全て応募者の負担とする。

- (2) 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (3) 提出書類等に記載された内容は、本プロポーザルの実施に関する事務以外には使用しないものとする。
- (4) 提出書類については、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。ただし、軽微な修正は認める。また、提出期間内に限り、差替え等を行うことができる。
- (5) 特許権、実用新案権、その他法令に基づき保護されている権利を侵害し、これにより第三者に損害を与えたときは、その責任の全てを応募者が負うものとする。
- (6) 提出書類等の著作権は、提出者に帰属する。ただし、公表その他プロポーザルの実施について必要があると認めるときは、市は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、市は、事務の遂行上必要な範囲において、提案書等の複製を作成できるものとする。
- (7) 選定結果の通知後、優先契約候補者が契約締結までに参加資格要件を欠く事態を生じた場合は、契約を締結しないものとする。
- (8) 市は、緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを停止、又は中止する場合があるが、その場合において、本プロポーザルの応募者が損害を受けることがあっても市は、その責めを負わない。
- (9) 契約締結に向けた詳細協議に関する一切の費用は、全て候補者の負担とする。
- (10) 市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。
- (11) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び関係法令の変更に伴い、消費税率及び地方消費税率が変更された場合、当該変更の内容（経過措置を含む。）による税率を適用する。
- (12) 技術提案書等の提出書類については、高松市情報公開条例等関係規定に基づき、公開される場合がある。
- (13) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施について必要な事項は、審査委員会が定める。
- (14) 契約書等の作成は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）によるものとする。
- (15) 現地確認時の情報、資料等については、提案書作成に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (16) プロポーザル方式では、技術提案内容を評価することにより、契約業者を決定していることから、技術提案の内容が履行できなかつたと認められた場合には、違約金を徴収する。

32 スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和5年5月9日（火）
応募申請書の提出期間	令和5年5月9日（火）～5月15日（月）
参加資格確認結果の送付	令和5年5月18日（木）までに
現地確認	令和5年5月19日（金）～24日（水）予定
質問の受付期間	令和5年5月19日（金）～5月31日（水）
回答の閲覧	令和5年6月6日（火）～8月30日（水）（窓口） 令和5年6月下旬ごろ（HP掲載）
技術提案書の提出期限	令和5年7月14日（金）
市から参加者への質問	令和5年8月4日（金）までに
市の質問に対する参加者の回答	令和5年8月15日（火）までに
見積書の提出期限	令和5年8月15日（火）
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年8月30日（水）又は31日（木）予定
結果の通知	令和5年9月中旬ごろ

33 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているため、留意すること。

<p>高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)</p> <p>1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。</p> <p>(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為</p> <p>(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為</p> <p>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為</p> <p>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</p> <p>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</p>

34 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html)

35 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。))

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

36 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5)以外は、法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

37 関係規程について

上記で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載している。

38 問い合わせ先

高松市担当窓口・各種書類・技術提案書提出先

住 所 香川県高松市屋島西町2366-6

高松市都市整備局下水道部下水道施設課（東部下水処理場内）

T E L : 0 8 7 - 8 4 3 - 8 5 8 0 F A X : 0 8 7 - 8 4 3 - 2 6 2 2

E-mail : gesuisetsu@city.takamatsu.lg.jp